

金融審議会第一部会

異業種参入に伴う銀行法等の整備・他業禁止の緩和等に関するワーキング・グループ報告

参考資料

平成 12 年 12 月 7 日

《目次》

1 . 銀行法（抄） ~ 第 4 条、第 5 3 条	1
2 . 保険業法（抄） ~ 第 5 条、第 1 2 7 条 他	2
3 . バーゼル・コア・プリンシプル（抄）	3
4 . I A I S ・コア・プリンシプル（抄）	4
5 . 銀行の親会社・主要株主等に対する規制（主要各国比較）	5
6 . 保険の親会社・主要株主等に対する規制（主要各国比較）	6
7 . 英国における適格性の基準	7
8 . 邦銀の主な株主（5 % を超える株式を保有）の状況	8
9 . 日本の生命・損害保険会社の主な株主 （5 % を超える株式を保有）の状況	9

○銀行法 (抄)

昭五六・六・一
法 五 九

(営業の免許)

第四条 銀行業は、金融再生委員会の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

2 金融再生委員会は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならぬ。

一 銀行業の免許を申請した者(以下この項において「申請者」という。)が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 申請者による銀行の業務の開始が、当該銀行の業務が営まれる地域における資金の需給状況、銀行その他の金融機関の営業状況その他経済金融の状況に照らして、金融秩序を乱すおそれがない等適当なものであること。

(届出事項)

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

一 〇六 略

七 その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数の百分の五十を超える数の株式(議決権のあるものに限る。次項において同じ。)が一の会社(銀行及び銀行持株会社を除く。)により取得又は所有されることとなつたとき。

八 略

二 〇三 略

○保険業法 (抄)

平七・六・七
法一〇五

(免許審査基準)

第五條 金融再生委員会は、第三條第一項の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該申請をした者(以下この項において「申請者」という。)が保険会社の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。
- 二 申請者が、その人的構成等に照らして、保険会社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三・四 (略)

2 (略)

(届出事項)

第二百二十七條 保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

- 一 一六 (略)
- 七 その他総理府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

○保険業法施行規則 (抄)

平八・二・二九
大蔵令五

(届出事項等)

第八十五條 法第二百二十七條第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 一四の二 (略)
- 五 保険会社を子会社とする者に変更があつた場合
- 六 十九 (略)

2 6 (略)

バーゼル・コア・プリンシプル（抄）
（実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則）

——バーゼル銀行監督委員会、1997年9月、日本銀行仮訳

原則 3：免許付与当局は、免許付与の基準を設定し、一定の基準に満たない企業の申請を却下する権限を有していなければならない。免許付与のプロセスでは、最低限、銀行の株主構造、取締役及び上級管理職、業務計画及び内部管理、資本基盤を含めた財務状況の見積もりに対する評価を行わなければならない。提案されている所有者あるいは親会社が外国銀行である場合は、母国監督当局の事前の同意が得られているべきである。

原則 4：銀行監督当局は、現存の銀行に対する主要な所有権や支配力を他の主体に移譲させる提案を点検し、棄却する権限を持っていなければならない。

I A I S ・ コア ・ プリンシプル (抄)

————— I A I S 2000年 10月、仮訳 (未定稿)

原則 2 : 免許制

国内保険市場で保険引受業務を営もうとしている企業は免許を取得しなければならない。保険監督当局が免許付与権限を有している場合、監督当局は :

- ・ 免許交付にあたっては、会社の所有者、取締役及び / もしくは上級管理職の適格性と、事業計画の健全性を審査しなければならない。事業計画には見積もり財務諸表、資本計画、予想ソルベンシー・マージンなどが含まれる、
- ・ 他の管轄区域と自らの管轄区域の健全性規則が概ね同様である場合に、(保険会社の) 国内市場への参入を許可するにあたっては、当該他の管轄区域の保険監督当局が行った業務を活用することができる。

原則 3 : 株主の変更

保険監督当局は、自己の管轄区域内で免許を取得している保険会社の株主の変更について審査しなければならない。保険監督当局は、株主の変更の際に満たされるべき明確な要件を設けなければならない。これらは、免許付与の際に適用される要件と同様、もしくはそれに類似するものになりうる。特に保険監督当局は :

- ・ (株式) 購入者もしくは免許を付与された保険会社に対して、株主の変更を届け出、及び / もしくはかかる変更の認可を申請することを求めている、
- ・ 変更の適切性を評価するための規準を設ける。それには所有者、取締役、上級管理職の適格性と、新しい業務計画の健全性に関する評価が含まれうる。

銀行の親会社・主要株主等に対する規制（主要各国比較）

未定稿

項 目	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
株式の取得等により主要株主になることに関する規制	銀行持株会社（25%以上の議決権等）となるためには、FRBの事前の承認が必要。（議決権5%未満の場合は銀行持株会社でないものと推定。） 10%以上の議決権取得等は、一定の場合に事前の届出が必要。	議決権の一定割合（10、20、33、50、75%）以上を保有する場合等は、監督当局への事前の届出が必要。（5%以上の取得は7日以内に要届出。） 事前届出を受けた監督当局は、不相当と認めるときは3ヶ月以内にその株式の取得等を禁止することができる。	議決権の一定割合（10、20、33、50%）以上を保有する場合等は、監督当局への事前の届出が必要。 届出を受けた監督当局は、不相当と認めるときは3ヶ月以内にその株式の取得等を禁止することができる。	議決権の一定割合（10、20、33%）以上を保有する場合等は、監督当局の事前の許可が必要。（5%以上の取得は直ちに要届出。）
審査基準	銀行持株会社となる承認は、競争政策上の観点の他、銀行持株会社及び銀行の財政的・経営的資源、将来展望、地域における便益と必要を総合的に勘案した上でなされる。	監督当局が、届出者による株式の取得等を不相当と認める場合は、次の条件を満たさないとき。 主要株主になろうとする者が当該銀行の主要株主として適格である。（fit and proper） 銀行の預金者の利益が、主要株主によって脅かされない。 その者が主要株主になっても、堅実な銀行業務の遂行、最低自己資本水準の維持を満たす等	監督当局が、届出者による株式の取得等を不相当と認める場合は、次の通り。 届出者が信頼に乏しく、又は銀行の健全性確保の観点から、ふさわしくない場合 届出者と銀行が結びつくことが、銀行に対する有効な監督に支障となる場合 株式の取得等により銀行が銀行監督体制の整っていない外国の金融機関の子会社となり、有効な監督が行えない場合	許可の審査基準は、銀行の新設に際しての免許基準と同じであるとされている。 監督当局による許可審査は、次のようなことを考慮し、ケースバイケースで判断を行っている。 ・株主の性格（資金需要の有無等） ・株主と銀行との業務上、資本上の提携関係の有無等
主要株主に対する監督当局による報告徴求	FRBは、銀行持株会社に対し報告徴求権限を有する。	監督当局は、5%以上株主、主要株主や主要株主になろうとする者に対し報告徴求権限を有する。	監督当局は、主要株主や主要株主になろうとする者に対し報告徴求権限を有する。	金融機関は、主要株主についての財務情報を監督当局に毎年報告しなければならない。
主要株主に対する監督当局による検査	FRBは、銀行持株会社に対し検査権限を有する。	監督当局は、親会社等に対し検査権限を有する。	監督当局は、主要株主や主要株主になろうとする者に対し検査権限を有する。	監督当局は、銀行の直接・間接の支配者に対し検査権限を有する。

（注1）この表中「主要株主」とは、原則として議決権の10%以上を保有する者をいう。

（注2）各国の制度は、主として法令による規制を摘記したものの。

保険の親会社・主要株主等に対する規制（主要各国比較）

未定稿

項 目	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ド イ ツ	フランス
株式の取得等により主要株主になることに関する規制	保険持株会社（直接・間接を問わず 10%以上の議決権等）となるためには、監督当局の事前の承認が必要。	議決権の一定割合（10、20、33、50%）以上を保有する場合等は、監督当局への事前の届出が必要。届出を受けた監督当局は、不適当と認めるときは3ヶ月以内にその株式の取得等を禁止することができる。	議決権の一定割合（10、20、33、50%）以上を保有する場合等は、監督当局への事前の届出が必要。届出を受けた監督当局は、不適当と認めるときは3ヶ月以内にその株式の取得等を禁止することができる。	議決権の一定割合（5、10、20、33、50%）以上を保有する場合等は、監督当局への事前の届出が必要。 5%の場合を除き、届出を受けた監督当局は、不適当と認めるときは3ヶ月以内にその株式の取得等を禁止することができる。
審査基準	保険持株会社となる承認は、保険持株会社及び保険会社の財務状態、それらの取締役の信頼性、将来の事業計画、株式取得の財源、取得価格の公正性、競争政策上の観点、保険契約者や他の株主への影響を総合的に勘案した上でなされる。	監督当局が、届出者による株式の取得等を不適当と認める場合は、次の通り。 保険会社の支配的立場にある者として適格（fit and proper）ではないと認めたとき EU 加盟国以外の国の会社である場合、その者が支配的立場となったならば保険会社の健全で慎重な経営基準が満たされなくなると判断したとき	監督当局が、届出者による株式の取得等を不適当と認める場合は、次の通り。 保険会社の健全かつ慎重な運営に必要な要件を満たさず、信頼性を欠く場合 他の自然人又は法人との密接な関係（例：25%以上の株式保有）のため、有効な監督が行えない場合	許可の審査基準は、明文化されていない。 監督当局による審査は、株主の取締役の適格性、資本・グループ構成等を考慮し、ケースバイケースで判断を行っている。
主要株主に対する監督当局による報告徴求	監督当局は、保険会社に対し保険持株会社の営業状態等に関する報告徴求権限を有する。 監督当局は、保険持株会社又は保険持株会社になろうとする者に対し保険持株会社の支配の適正性に関する報告徴求権を有する。	監督当局は、支配的立場にある者やその親会社・関連会社等に対し報告徴求権限を有する。	監督当局は、支配的立場にある者に対し報告徴求権限を有する。	監督当局は、保険持株会社に対し報告徴求権限を有する。
主要株主に対する監督当局による検査	監督当局は、保険会社からの報告徴求では不十分な場合等に保険持株会社に対し検査権限を有する。	監督当局は、報告がなされなかった場合に支配的立場にある者が書類等を有していると信じるに足る合理的な理由がある場合には、司法当局に対して告発を行い、司法当局は検査令状を出すことができる。	監督当局は、支配的立場にある者に対し検査権限を有する。	監督当局は、保険持株会社に対し検査権限を有する。 監督当局は、保険会社と密接な関係を有する者に対し検査権限を有する。

（注1）各国の制度は、主として法令による規制を摘記したもの。

（注2）ニューヨーク州法における「保険持株会社」は、いわゆる持株会社であるか否かを問わず 10%以上の議決権を有する者をいう。フランス法における「保険持株会社」は、企業に資本参加しその企業を管理することを主たる事業目的とする会社であって、国の監督に服し他の企業の実質的な支配権を有するものをいう。

〔 英国における適格性の基準 〕

免許のための最低限満たされるべき基準（取締役等の適格性）

（第1項）銀行の取締役、支配者*、他の役職員である者、又はこれらの地位に就こうとする者は、当該地位に就くことについて適格（フィット・アンド・プロパー）な者でなければならない。

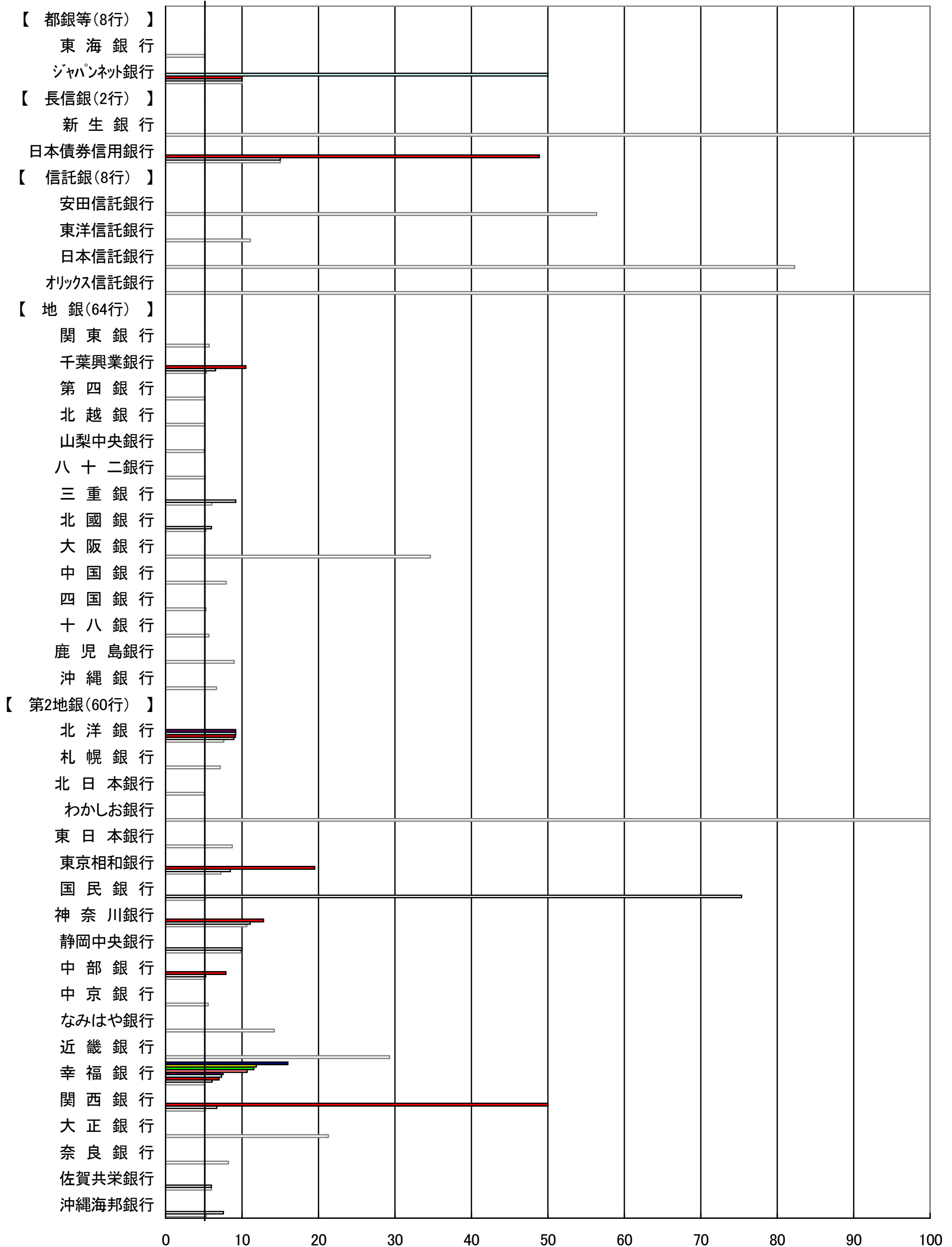
* 業務執行取締役、最高責任者、10%以上の株主等。

（第2項）ある者が特定の地位に就くことに適格であるか否かを判断するに当たっては、清廉さ、当該地位の責任を果たす上での能力及び判断の堅実さ、当該責任を果たす際の勤勉さ、その地位に就くことにより当該銀行の預金者又は潜在的な預金者の利益がいかなる態様によるものであれ脅かされることはないか、が考慮されるものとする。

（第3項）以上の一般的な規定にかかわらず、当該人物の一般事業・金融業における従前の行為や活動状況、特に以下の事実がないかを考慮することができる。

- a. 詐欺その他の不正、暴力行為が関係する違法行為を行ったことがあるか。
- b. 銀行、保険、投資等の金融サービスの提供や企業経営に関与する者の詐欺、無能力、不正によりもたらされる金銭的損失、破産処理によりもたらされる金銭的損失に対して、国民を保護するために設けられたと考えられる法律等の規定に違反したことがあるか。
- c. 当局が詐欺的、脅迫的、又は（合法か否かを問わず）不適切であると考える事業活動や、その者の事業運営の方法が信頼できないものであることを示す事業活動に関与したことがあるか。
- d. その者の能力や判断の堅実さについて疑いを持たせるような事業行為に関与又は参加し、もしくは自らそのような行動をとったことはあるか。

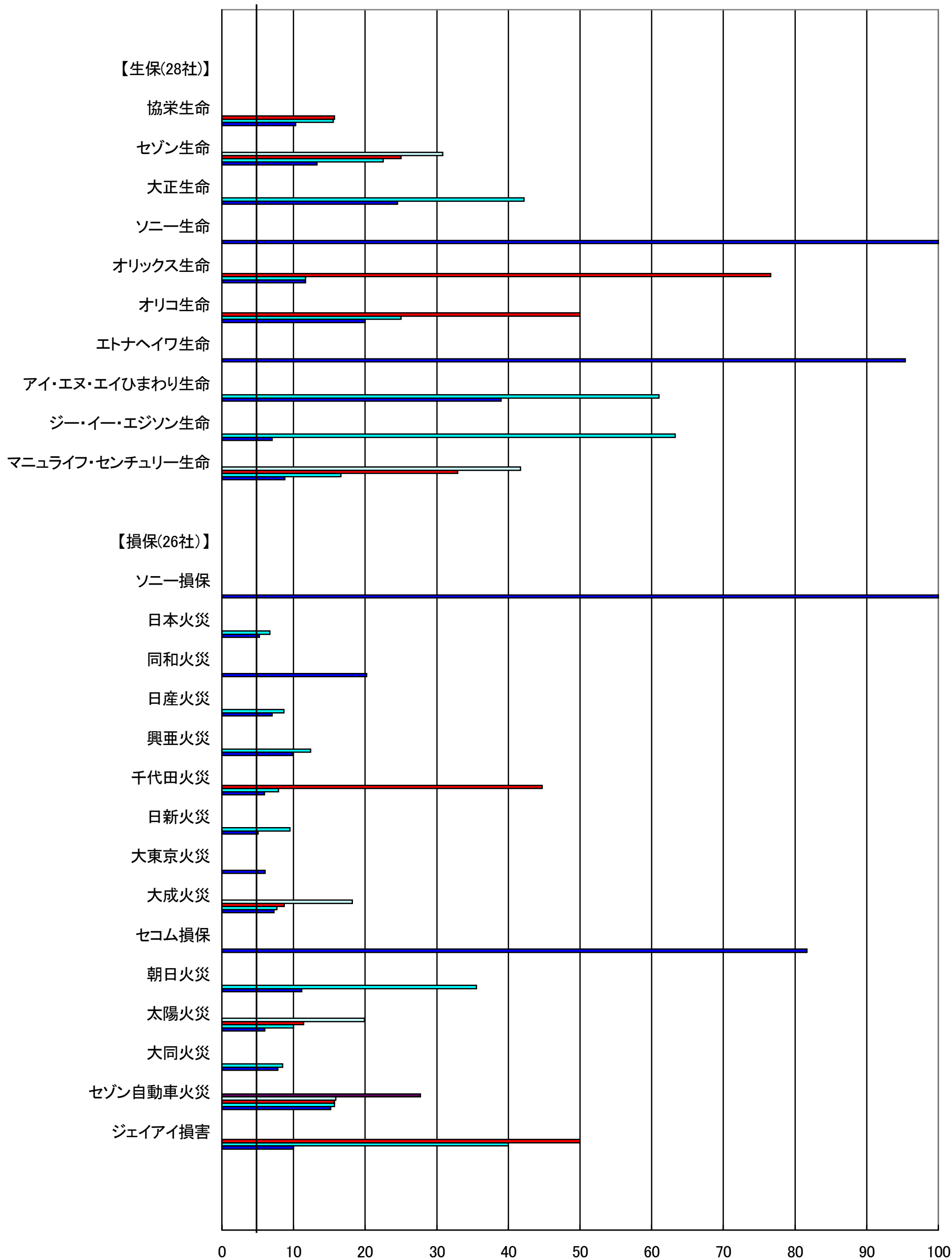
邦銀の主な株主(5%を超える株式を保有)の状況



(注)

- 上記計数は、平成12年3月期末現在のもの(有価証券報告書及び公表資料による)。ただし、ジャパン・ネット銀行(平成12年9月19日設立)、日本債券信用銀行は12年9月末時点を追加。
- 子会社信託(オリックス信託銀行を除く)、外資系信託及び銀行持株会社の子銀行(一勧、富士、興銀)を対象から除いている。
- 主な株主(5%を超える株式を保有)から、行員、従業員持株会を除いている。

日本の生命・損害保険会社の主な株主(5%を超える株式を保有)の状況



(注)

1. 損保系生保子会社、生保系損保子会社、外国資本100%の保険会社及び保険持株会社の子会社を対象から除いている。
2. 主な株主(5%を超える株式を保有)から、従業員持株会を除いている。

(出典) 各社平成11年度ディスクロ誌